

教育から見る日系ブラジル人

日系ブラジル人に対する特有の労働市場と教育差別

土谷ゼミナール

加藤瑠王 小林広樹 佐藤洗希 新蔵昌熙 茂垣知明 吉田博重

はじめに

I 現在の日本の外国人人材受け入れに関する政策

- (1) 出入国管理及び難民認定法
- (2) 技能実習制度及び特定技能制度
- (3) 「4世ビザ」制度

II 日系ブラジル人の労働

- (1) 日系ブラジル人の日本への就労回路開口の契機
 - a. 以遠権による交通関係の確立
 - b. 1990年の出入国管理及び難民認定法の改正
 - c. ブローカーによる労働市場形成
- (2) 日系ブラジル人の労働市場の仕組み
 - a. 業務請負業を通じた雇用
 - b. 日系人労働者の位置付け
 - ア. 企業にとっての日系ブラジル人労働者
 - イ. 日系ブラジル人労働者間のセーフティネット
- (3) 就労環境が及ぼす教育への影響

III 教育の概念

- (1) 教育とは
- (2) 教育の社会的機能
- (3) 憲法と条約の定める教育権
- (4) ブラジル人教育の現状
- (5) 教育権に関する学説と政府対応の比較
 - a. 「日本社会の構成員として生活する予定の者にしか日本で教育を受ける」
 - b. 「日本で生活するには日本語教育が不可欠である」

V 教育の問題点

おわりに

はじめに

日本では現在、出入国管理及び難民認定法の改正や外国人労働者受け入れ拡大の問題などに伴い、国内で活躍する外国人は増加傾向にある。当論文では、日本で活躍する日系ブラジル人の政策、労働、教育といった問題に触れる。まず、現在政府が行っている外国人受け入れ政策に触れる。労働の章では日系ブラジル人の雇用の歴史と派遣労働の日系人特有のシステムに触れる。最後に、教育の章では、定住化した子供たちの教育の現状、問題点に触れる。これら課題の問題点を明確にすることで、グローバル時代の視点を養いたい。

I 現在の日本の外国人受け入れに関する政策

現在日本では中小企業をはじめとした人手不足に悩まされている。この解決手段のひとつとして外国人の受け入れに対する拡充の必要性が見出されている[内閣府 経済財政運営]。また 2018 年 7 月 1 日から日系 4 世に日本と現地日系人社会の架け橋となってもらうことを目的に「四世ビザ」制度が導入された[法務省入国管理局 日系四世]。本章ではこのような日本の経済基盤の維持・活性化のための外国人財、及びその他日本へ移動する外国人に対して日本の政府がどのような政策を行っているのかを確認する。

なお、政府の意向としてはここで挙げられている政策を「移民政策ではない」としている[朝日新聞]。これは政府によれば日本においては「大卒者以外の外国人労働者の雇用を原則として認めず、またその結果、定住を認めないことを意味」しており、「現場労働、いわゆる単純労働の分野の外国人の就労を認めない」という根拠に基づくものであると捉えられている[講談社]。

よってここでは政府の政策方針に準拠し移民政策という言葉は用いずに外国人受け入れ政策という言葉をもって以下政策について取り上げる。

(1) 出入国管理及び難民認定法

まず出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）を確認する。入管法とは、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続きを整備することを目的とした法律」である[内閣府男女共同参画局]。

2018 年 11 月 30 日現在入管法は改正が行われており、2018 年 11 月 13 日に行われた衆院本会議において安倍晋三首相は「14 種で初年度最大 4 万 8 千人、5 年間で 35 万人」と、入管法に人数制限を設ける旨を述べた[朝日新聞 社説]。また 11 月 27 日には衆院本会議において賛成多数で可決されているが、反対した野党を押し切ったの強行採決であった[毎日新聞]。野党は日本人の職を奪うのではないかと懸念しており、日本が外国に対し門戸を開くことを問題視している。対して安倍晋三首相の衆院本会議での発言にはこの問題点に対して人数制限を設けることで対応しようという考えがみられる。

(2) 技能実習制度及び特定技能制度

技能実習制度とは「我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の発展途上国等への移転を図り、その発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、これまでは「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）とその省令を根拠法令として実施」されたものである[厚生労働省]。

しかし技能実習制度は長時間労働や低賃金などの問題も存在している[朝日新聞 社説]。人材不足を補うために外国から人材を受け入れることを目標とする制度であるため、このような問題点を解決することが求められる。

現在技能実習制度に加え新たな外国人財受け入れに関する制度が導入される予定である[読売新聞]。「特定技能」と称されているこの新たな在留資格では受け入れ対象となる分野は「人材を確保することが困難であるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」とされており、受け入れの対象となる人材には「相当の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能 1 号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能 2 号」」を新設している。この新制度の基本方針の中には「生活者としての外国人に対する支援」もあり、「暮らしやすい地域社会づくり」や「子供の教育の充実」といったものも検討されている[法務省 入国管理局]。

また内閣府の示す「子供・若者白書」でも同様に日系人をはじめとした定住外国人の若者の就活支援や外国人の子供や帰国児童生徒が就学しやすいような就学支援、また公立学校受け入れや日本語指導体制の整備といった外国人の子供の教育と就労の拡充の方針を述べている[内閣府 子供・若者]。

これらのことから政府は今後増加することが想定される外国人財とその子供への教育や生活への支援の必要性を考慮していることが見受けられる。

(3) 「4 世ビザ」制度

本章の冒頭で触れたが、これまで挙げた包括的な外国人の移民に関連する制度とは異なり日系人に焦点を当てた制度として「4 世ビザ」という制度が導入されている。この制度の対象となる日系 4 世には 18 歳以上 30 歳未満で本国での犯罪歴がなく医療保険に加入していて健康であり、入国後に生計を立てられることなどが条件づけられている。また日本語能力に関しては入国時には「基本的な日本語を理解することが出来る能力」を有しており、更新時には通算して 2 年を超えて在留する場合には「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することのできる能力」を有していることが求められる。これら必要な日本語能力は前者が日本語能力試験 N4、後者が日本語能力試験 N3 に相当する。加えてこれらの条件の他に、在留可能な期間は 5 年であり、家族を帯同しないことが定められている[法務局 日系四世]。

なお、1990 年に改正された入管法によって、3 世までの日系人やその家族に対しては「定

住者」の資格が与えられており就労も自由である。これに対し 4 世は 3 世と生活する未成年の実施のみが「定住者」としての入国が許可される。就労に関しては、3 世の扶養を受けることが前提であるため、原則として許可されない[毎日新聞 日系 4 の世就労制度]。

同制度の受付が開始された 3 月 30 に時点では年間 4,000 人の来日が見込まれていた[朝日 日系 4 世の在留]が、3 月末から 10 月 27 日までの調べによると、この時点でのビザ発給者はブラジルが 1 件、フィリピンが 1 件にとどまっている。このような低い数字にとどまっている理由としては申請条件の厳しさに原因があると考えられている[朝日新聞 日系 4 世ビザ発給]。

以上日本でとられている外国人受け入れに関する制度を確認したが、現在進行形でこれらの政策、及び新たな政策の検討がなされている。

II 日系ブラジル人の労働

本章では、日系ブラジル人の労働市場形成とそれが特有なものである事について述べる。次に日系ブラジル人の就労環境について述べ、最後にその就労環境が及ぼす影響の一つとして挙げられる教育について触れ、後の章の布石とする。

(1) 日系ブラジル人の日本への就労回路開口の契機

a 以遠権による交通関係の確立

1980 年代、日米間には日本からの恒常的な輸出超過による厳しい通商関係があった。このときサービス部門における争点の一つであったのが「日米航空協定」の改定で、特に問題となっていたのは「以遠権¹⁾」であった[丹野：2007]。アメリカが日本を経由し東南アジアへ飛行する権利を求め、日本はアメリカを経由してラテンアメリカへ飛行する権利を得た。しかし、1980 年代当時の日本にとってラテンアメリカは魅力のある市場などではなく、日本とラテンアメリカとの交通関係の確立は意図していない結果によるものであった。

b 1990 年の出入国管理及び難民認定法の改正

以遠権による航路開口の他にもう一つきっかけとなったのは 1990 年に施行された入管法の改正で、これについて山田（1991：82）によると、

改正入管法では在留資格を〈在留中に行うことができる活動の範囲に制限がある資格〉と〈制限がない資格〉とに分けている。このうち、活動に制限がない資格としては、「24. 永住者、25. 日本人の配偶者等、26. 永住者の配偶者等、27. 平和条約関連国籍離脱者の子、28. 定住者」の 5 種類の在留資格が置かれている。従来、日系外国人については、法務大臣が特に在留を認める者等として個々に入国が認められるという取扱いがなされていた。これに対して改正入管法では、3 世までの日系外国人については、上記の「日本人の配偶者等」または「定住者」の在留資格で入国が認められることになった。

この改正を受けて日系人は就労制限無く日本へ入国する事が可能になったのである。

c ブローカーによる労働市場形成

a、b で確認した航路開港と入管法改正によって法律上で、日系人の大量の流入が可能になった。ここでは日系ブラジル人の労働市場がどうして特有な特徴を持つようになったか、その経緯を述べる。

デカセギ労働者の呼び込み役（ブローカーのはしり）となった者たちは、1980年代のなかごろにラテンアメリカに進出した日系企業の研修生として（中略）働いていた者たちである。[丹野 2007 : 46]

彼らは工場の「人手が欲しい」という声に応じてラテンアメリカの人を集め始めた。その際に利用されたのがラテンアメリカの日系社会に広がっていた県人会組織の人間関係である。県人会組織とラテンアメリカの日系旅行社は密接な結びつきがあり（旅行社は県人会の慰安旅行を組織し、国内旅行を主な事業としていた）、県人会組織の人脈を用いた人集めによって旅行業との結びつきは一気に進行する結果になった[丹野 2003]。

このような日系ブラジル人の日本就労ブームがもたらしたものについて丹野(2007: 47-8)は次のように述べている。

日系人の日本就労ブームは、ブローカー役として日本の企業（工場）に選ばれた者が、ラテンアメリカの既存の組織とつながることがあって、初めて大量の人の移動が可能になったためである。その結果、現地の日系旅行社をめぐる労働力輸出機構としてのリクルーティングシステムは、一つのシステムとしての分業関係を確立させるに至った（中略）だがその結果、現実の移動はつねに個別のブローカー・旅行者と業務請負業の関係によって、日本のどこで働くかが規定されるものとなった。

日本へ出稼ぎにくる日系ブラジル人は、この労働力輸出機構を通して得られた限られた情報を基に就労する。情報の制限は掛かるものの、既に出来上がったシステムに乗ることで容易に日本へと出稼ぎが可能になった。その反面ブローカーを通して就労するために、張り巡らされた労働市場ネットワークからの脱却は容易ではない。

以上、日本とラテンアメリカとの偶発的な交通関係の確立と 1990 年の入管法の改正が日本へ就労する道を広げた。そして日本の工場の人手不足を発端とし、ブローカー・旅行社を通じた日系人労働力の輸出システムが出来上がった。このことから日系人労働力は日本の労働力需要に応えるための供給と言える。この供給システムが機能しているために日系ブラジル人に特有の労働市場が形成される。

次節では日系ブラジル人労働市場の仕組みと、それがどのように機能し、また企業にとっての日系ブラジル人の位置づけ、そして日系ブラジル人労働者間のセーフティネットを述べていく。

(2) 日系ブラジル人の労働市場の仕組み

a 業務請負業を通じた雇用

日本に就労する日系人労働者の多くは業務請負業者と直接雇用を結び、請負先の工場現場に送り出されていく。現場では日系ブラジル人が多く、その中には通訳も出来る日系ブラジル人が就労しているため、日本語がそれ程度話せなくても問題はない。働くなら即座に働けるような環境の確保がなされているといってもよい。ただし、夜勤、休日出勤、残業等で総合時間にすると、長時間労働を前提条件として企業(工場)は求めるので、基本は居住区と請負先の現場の往復の繰り返しになる。この業務請負業者を媒介として日系人労働者は日本での働き場を獲得している[丹野 2007]。

一方で、前節と本節で述べた日系ブラジル人労働市場には問題がある。この問題について樋口(2011:13)は次のように述べている。

八〇年代後半から流入した南米系労働者は、請負・派遣労働者として働いてきました。それから一五～二〇年近くたった調査時点でも、請負・派遣が圧倒的に多いまです。ほとんどの人が、請負・派遣という社外工セクターから逃れられない。流入開始時から現在に至るまで、終身派遣ともいべき固定化した状態が続いている。

働きやすさの確保がされている代わりに、派遣・請負から脱するには日本語能力の高さや、日本で経営するためのノウハウなど、個々の能力が高くなければほぼ不可能だ。そのような環境下では景気に強く影響されるので、不安定な就労となるのだ。

b 日系人労働者の位置付け

ア企業にとっての日系ブラジル人労働者

2 節の①でも触れたが、日系ブラジル人労働者は長時間労働を前提として就労している。派遣・請負の日系ブラジル人は労働市場の最も不安定な部分に就労し、そこは製造業において最も生産性が高い。これは国際競争力が高い部門でもあるために、リーマンショックのような経済的危機に陥ると途端に輸出が縮小し大量解雇へとつながる[樋口 2011]。このように彼らは予測不能な経済的危機に陥った場合その景気の調整弁にされる捨て石とも言える側面も持っている。

イ日系ブラジル人労働者間のセーフティネット

上記に述べたように不景気に陥った際は即座に解雇されてしまう、そのような不安定な状況下で日系ブラジル人は何も対策を講じていない訳ではない。彼らは自分たちがクビにされた場合、即座に他の就労先を確保するための保険として居住区内の友人や家族との情報交換を頻繁に行う。そこで得られる工場の稼働状況や自己が間接雇用されている業務請負業者の状態から危険があればすぐに他の業務請負業者に移ることのできる選択肢を持ちそれをクビにされた場合の保険としている[丹野 2007]。

このように、日系ブラジル人労働市場は主に業務請負業者を媒介として請負先の現場に

供給されている。そして企業にとっての日系人労働者とは不足した労働部分の供給的側面を持ちつつも、危機に陥った際にはリスク軽減の手段として捨てられる面も持つ。様々な要素が絡み合い、日系ブラジル人労働市場の仕組みが出来上がり機能しているのだ。

次節では、後の章の布石とするため日系ブラジル人の不安定な就労環境が及ぼす影響の一つとして挙げられる子供への教育について述べる。

(3) 就労環境が及ぼす教育への影響

本節は以降の章で日系ブラジル人教育を延べていくための導入となる。前節で述べてきた日系ブラジル人特有の労働市場、この枠組みの中にいることで親の就労環境は不安定なものとなる。リーマンショック以降の例で、最も日系ブラジル人が多く住む自治体として2009年に静岡県浜松市が行ったアンケート「浜松市 経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査 集計結果」を挙げる。この調査によると、2009年時点で浜松市内在住のブラジル人が約20,000人で、サンプルをとれたのは2,773人である。この調査内の「失業している期間について」の質問で、回答の「解雇を予告されている」と答えたのが384人(13.85%)、「失業している」と答えたのが1,313人(47.35%)と、驚異の失業率を示している。

特有の労働市場にいる限り、これほどまでに日系ブラジル人は景気に左右され、挙句の果てには景気の調整弁として捨てられる。このような不安定な就労環境下において、クビにされたらまた新たな職場を求めて移動し、お金も安定して得られないような状況で、彼ら彼女らの子どもが十分な教育を受けられないのは想像に難くないだろう。

また、公立学校とブラジル人学校という児童・学生の就学機会の選択において、両親や家族に起因して帰国か定住かの方針が定まっていないことが、子どもの学習状況を大いに左右する[佐久間 2006: 74]。ここで帰国を視野にして子どもをブラジル人学校に通わせようとしても金銭的負担が大きい。茨城県常総市における日系ブラジル人の研究を例に挙げると、

授業料や送迎費等を含むブラジル人学校への就学に必要な学費は月額平均 43,804 円と、日本の公立学校の月額平均 8,155 円と比べて負担が大きいことがわかる。[池田真利子・金延景・落合李愉・堀江瑤子・山下清海・森誠 2014: 84]

このことから、ブラジル人学校に子どもを通わせるには公立学校の教育費の約 5 倍の額が必要とされ、不安定な就労環境下では毎月高額な教育費を用意する事は困難であると言える。

よって、日系ブラジル人はその特有の労働市場システム内にいる限り、不安定な就労環境という現実是不変である。働きやすさの確保が成されている代償としての不安定さが、日系ブラジル人の今後の方針を不明確にし、更には彼ら彼女らの子どもへの教育もまともに受けさせられないケースに発展する事が往々にして存在するのである。

Ⅲ 外国人への教育

まず、日系人に対する教育を語る前提として教育自体に焦点を当て論じていく。

(1) 教育とは

「教育」という言葉の原義は「教える」と「育てる」となり、一般的に読み書きなどの技術を教え、使いこなせるように育てることだと認識されている。しかし、教育学の観点では単に技術を「教え」「育てる」以上の意味が含まれている。

教育の原語である「Education」は『オックスフォード英語辞典』によると、栄養のある食物を与えていのちを育むこと、または飼育・栽培すること。育ちを促すこと、教え・訓練することと記載されている。また、「education」の語源はラテン語の「Educo」という動詞にさかのぼる。その後、この動詞が「Educere」と「Educare」に分化した。前者は「引き出す」、後者は「養い育てる」という意味をもっている。これらをルーツにして現在の「Educate」が成立した。ラテン語の原義から考察すると、教育という言葉は「栄養のあるものを与えて命を育む」という意味が根底にあり、これを基本に「内部にあるものを外に引き出し、養いつつ育む」という概念であるということが考察できる。

その原義から読み解くと、教育という営みの原点には、人間の命のケアと育みがあり、そこに分化・教養へのいざないという契機が胚胎しているということがわかります。

[勝野・庄井 2015 : 6-7]

つまり、教育という言葉は単に技術を教え育てるだけでなく、対象の命を育み内部にあるものを引き出し養い育てるという意味がある。ではなぜ、国家は国民を養い育て引き出さなくてはいけないのだろう。これらを理解するためには教育の社会的機能について触れる必要がある。

(2) 教育の社会的機能

この節では教育に社会的機能について検討していく。教育の社会的機能はミクロ的視点とマクロ的視点に分けられる。ミクロ的視点において、教育とは自分自身の将来の夢や希望の実現、あるいは自己実現やアイデンティティの生成のために必要であることであり、マクロ的視点では教育を受けて知識や技術や社会的規範を身に着けた人が増えれば、社会や国家の維持や発展に貢献できることである[勝野・庄井 2015 : 16]。

教育社会学において教育の社会的機能について重要な「社会化」という概念がある。「社会化」とは、社会の側から人々をその社会の文化にとって適的な行動様式や資質を持った構成員に作り上げる過程とし、個人の側から人々がその社会様式に適した資質や能力・アイデンティティ、あるいはその社会の中での役割といったものを自分の内部に内面化していく過程である。人類は他の生物と違い、生まれつき能力の中に生存のための

一連のプログラムを獲得していない。他の生物の成長は主に外的な自然環境への適応を通して発展していく。しかし、人類の成長は自然環境以上に社会的環境、集団的環境への適応を通す側面が強い。むしろ、社会的環境への適応こそ人間の成長の最も中心的な課題になっている。それゆえ、他の生物より、成長の在り方が多様になっている。このような多様な外的環境への心的適応の様式をパーソナリティと呼び、心的な成長はパーソナリティの獲得過程となる。つまり、パーソナリティの獲得は社会や集団に対する同調の方法を身に着けることになる。しかし、国や地域によって社会的環境や集団的環境は大きく異なる。言語や法律、宗教によっては衣食も異なる場合がある。この違いを基に成長を促すために「社会化」という概念はとても重要になっている【岩永・稲垣 2007】。

この「社会化」は教育段階によって促すべき要素が変化していく。幼少期の教育では「基礎的社会化」と呼ばれ、主に親に対する模倣が見られる。「基礎的社会化」は子供たちの意識の中に、人々の相互行為とその結果の多様な意味が重なりあった日常的な世界を内面化することである。子供の中に内面化ができ始めると、教育の場は親から離れ学校の集団的環境に移る。学校教育においても「社会化」は大きく三つに分化される。「幼児教育」「初等教育」「高等教育」である。「幼児教育」における「社会化」は初等教育の前段階として、個別の基礎的社会化から組織的・集団的な社会の準備である。「初等教育」では近代的な独立した個人であると同時に集団として近代社会に適応するパーソナリティの形成に向けての「社会化」である。「高等教育」は個人の発達段階と社会化機能に関しても分岐点である。発達段階に関しては思春期という転換期にあたり、対人関係が複雑で変動的になることで他者との関わりも困難さを増す。社会化機能の分化に関しては、大きくは性別によってのカリキュラムが挙げられる。また、文系理系などの進路選択にもみられる【岩永・稲垣 2007】。

このように、教育は子供自身にアイデンティティの作成などの内面の育成をすることと内面を基にした社会的環境や集団的環境との同化を促すうえで必要なことである。また、学校教育は、内面の作成と自分を取り巻く多様な環境に対してのパーソナリティの獲得を生み出すうえで「幼児教育」「初等教育」「高等教育」がそれぞれ異なった役割に対応している。教育の重要性や国家がそれを提供する意味については先述した通りである。それを裏付けるように、日本国憲法は教育を受ける権利を基本的人権の一つとして扱い、公的な保障を明記している。続いて、当該項目や関連諸法を参照しつつ日本市民の教育に関する権利の大枠を確認したい。

(3) 憲法と条約の定める教育権

- ・憲法第 26 条 1 項…すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ・同 2 項……………すべて国民は、(略)その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を

負ふ。

・国際人権規約(社会権規約)第 13 条 1 項

……………この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

・児童の権利に関する条約第 2 条

……………締結国はその管轄の下にある児童に対し、自動又はその父母若しくは
法廷保護者の(例示略)にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約
に定める権利を尊重し、及び確保する。

教育権について定める条約は上記の他にも存在するが、教育権の保証について論じる上で重要と思われるもの³⁾を抜粋した。着目すべきは「すべて」の者への教育権の存在をうたっている点で、日本の教育行政は憲法と批准済みである上記の条約に則り、「すべて」の者の教育権を保障する方向に働きかけなければならないと言える。次に、当事実を確かめた上で、教育政策の実務面に関する法律について触れたい。憲法や条約の下位に位置する諸法律は形式的効力の原理に基づき、まず上位のものとは矛盾する趣旨であることはない。一例として、教育基本法第 4 条「すべて国民は……教育上差別されない。」からも不差別の原則を見て取れる。しかし、教育基本法から各自治体、各学校と順に視点を実務レベルに移して行き、教育現場まで下ると不差別原則は以下のようにになっている。

(4) ブラジル人教育の現状

日系ブラジル人の子どもが通う教育機関は大きく分けて 2 つあり、1 つが地元の公立小中学校、もう 1 つはブラジル人口密集地に存在するブラジル人学校である。群馬県内においてブラジル人人口の高い大泉町と太田市を調査した 2001 年 9 月のデータでは 2 市町合計 1122 名の学齢期にあるブラジル人のうちのおよそ半数が公立小中学校へ就学しており、次いで 3 割ほどがブラジル人学校となっており、10 数人の不就学も見られる [結城・関戸・中村・野山・越智・福田・本多 2002:2]。後述する理由で、公立小中学校もふくめ義務教育ではないため、希望によって就学をさせるかたちである。では、これらではどのような指導が行われているだろうか。

公立小中学校では、日本の教育基本法に準拠し、日本で必要な学問や知識を主として日本語で教えている。ブラジル人口密集地においては共生や定住化に向けた取り組みが行われているのが他の地域との違いであろう。例えば大泉町では 4 校あるすべての公立小学校と 3 校の公立中学校に日本語学級を備えており、日本語の会話や使い方を勉強することができる [online: 1288836950-5.html]。また、小中学校の入学に関して同町多文化共生コミュニティセンターでポルトガル語を併せた説明が行われている [online : oizumi-tabunka.jp/school]。隣接する太田市でもバイリンガル教員の配置や、プレスクールの開講、

親向けの日本語学級などの取り組みが行われおり、市では高校進学率が 2002 年には 50% だったものが、2016 年には 90% になったと発表するなど、着実に効果を表している[online: 2009-gaikokujinkyoku.html]。ブラジル人の集まっている自治体ではこのように就学の義務はないものの、希望がありさえすれば日本人と同等の教育が出来るように目指した政策が地域で独自にとられている。ただしこれらは通常学級とは別クラスであることや、特別なカリキュラムゆえ特異に見られることも想像でき、子どもにとっては疎外感を感じるおそれもあるだろう。親たちが公立学校へ通わせるのは「授業料が無料」であることや、近くにあり安心して通わせられること、日本語を学ぶことができるようにとの思いが決め手である[山本 2016 : 81]。ただし、「授業料が無料」という理由は前述したような日本でのブラジル人の労働市場の不安定さも 1 つの消極的な要因になっていると考えられる。

ブラジル人学校では、ブラジルの教科書を使い、ポルトガル語にて授業を行っていることが大きな特徴である。小中高の一貫校の形態をとっているところがおおい。多くがもともと「デカセギ」として来日したブラジル人の帰国準備のためとして設立された経緯が強く影響している[山本 2018 : 51-56]。私立学校になるため義務教育段階から授業料も有料である。1995 年の大泉日伯学園を皮切りに、最盛期は 90 校以上が存在したが、2008 年のリーマンショックの影響で 2015 年には 45 校となっている[児島 2013 : 93, ハタノ・小貫 : 2015]。ブラジル人学校が選ばれる理由は多くが「将来ブラジルに移動するから」であるが、「日本での就労が不安定」なため「ブラジルで生きてほしい」という親の思いも見られる[山本 2016 : 80-81]。また公立学校より特別視されたり、疎外されたりすることは発生しづらいと考えられる。ブラジル人学校は日本の教育基本法に準拠しないため、2013 年の段階で 15 校が各種学校の認可を受けているものの、多くが「私塾」である[児島 2013 : 96-97]。そのために学校の多くは授業料の収入のみであり経済基盤は強くなく、法的な後ろ盾も持たないため、ニーズがあるもののさまざまな理由により機能していない可能性がある。このことについては次章で取り上げたい。

以上のようにブラジル人に対する教育は日本国籍をもつ者と比較すると障害が多くなっていると指摘できるだろう。

以上の様な教育差別的な現状を体現しているのが以下の文科省見解である

学校教育を通じて外国人児童生徒に我が国の社会の構成員として生活していくために必要となる日本語や知識・技能を習得させることは、外国人生徒が我が国において幸福な生活を実現するために不可欠な条件であるとともに、我が国の安定や発展にとっても極めて有意義であると考えられる⁽²⁾

この見解を読むに、日本で学校教育を受けた外国人児童生徒の母国帰還が想定されていないことは明白である。確かに、日本国内での生活を前提とするならばポルトガル語教育はほぼ不要であり、また義務教育を修了して母国に帰ることはフリーライダー行為と取ること

もできる。しかしながら、日系ブラジル人を取り巻く教育環境は公正であると言えるだろうか。この点に関しては竹内（2010）による

教育を受ける権利が、一般に、「社会権」に分類されていること、そして「社会権」が、第一次的には、各人の所属する国によって保障されるべき権利、とされてきたため、外国人にも当然に保障されるべき権利としては考えられてこなかったと思われる。

との分析から政府の対外国人教育政策への姿勢を想定することができる。以降では、政府の立場に批判を加える方向の議論を進めるためにまず教育権の解釈に関する諸学説を参照する。

（5）教育権に関する学説と政府対応の比較

先述した憲法第 26 条を始めとして、「教育の機会均等はひろく各国の憲法に規定されている」[田辺 1978 : 353]のだが、日本の教育現場では教育機会が均等に割り振られているとは言い難い。この課題に対しては、竹内[2010]を踏まえ近年の外国人の権利保障が重要視される風潮を念頭に第 26 条について論じることが新たな結論を導き出すために重要であろう。なお、社会権に着目して論じる上で芦部を引用するに「社会権は……法的にみると、それは国に対して一定の行為を要求する権利(作為要求権)である。この点で、……自由権とは性質を異にする。」[芦部 2016 : 267]とあるように、ブラジル人児童・生徒また保護者の「教育を受けない自由」については、当論文の主張と反するためもあり大きく触れないこととする。

以下の段落で政府の外国人教育に対する姿勢を議論するにあたり、文科省の見解を 2 つに分けて論点を提示したい。

a 「日本社会の構成員として生活する予定の者にしか日本で教育を受ける権利はない」

b 「日本で生活するには日本語教育が不可欠である」

a 「日本社会の構成員として生活する予定の者にしか日本で教育を受ける権利は無い」のか

基本的に、教育に資される税金は児童生徒本人ではなく「過去に教育を受けた」現世代が負担している。借りたものを将来に返せないなら教育は受けられない、との政府の姿勢は全面的に間違いであるとは言い切れない。しかし、グローバル化が進展した現代において、日本国内で学校生活を終えた者が海外で定住することは珍しいことではない。それにも関わらず外国人のみを対象として教育を受ける権利へのアクセスを妨げる姿勢は日本国憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であって……差別されない。」に反していると言わざるを得ない。また、杉原[2002:117]が教育基本法第 3 条の解釈について

本条で、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない」というのは、憲法第 14 条第 1 項、その他基本的人権の規定とあわせて、憲法

第 26 条 1 項を解する際、当然の結論であって

と述べているように、憲法第 26 条が憲法第 14 条の不差別規定を前提としていることは明確である。従って「差別されること無くひとしく教育を受ける権利を有する」ことを意味する憲法第 26 条と a で提示した政府の姿勢に矛盾が確認できる。

b 「日本において日本語教育は不可欠」なのか

一部のインターナショナルスクールなどを除き、日本の義務教育は日本語によって提供されている(むろん外国語の授業も除く)。それは児童・生徒の大半が日本語話者であることと無関係ではないだろう。しかし、前章でのべたように、日本語習得が不十分な外国人児童・生徒への取り出し授業が彼らに大きな負担をかけている事実がある。これは教育を円滑にするための「区別」として教育の機会均等の観点から容認されるべきだろうか。[小林 1996: 569]は男子校・女子校という区別について「機会の均等を損なわない範囲でのある程度の区別は可能であり……」と述べており、これを②の議論に当てはめることが妥当か、が争点となる。即ち、外国人児童・生徒へ行われる取り出し授業が「機会の均等を損なわない」ならばそれは容認し得るということである。取り出し授業の問題点として、クラスの授業からの遅れが発生し、同じ時間を学校で過ごしたとしても日本語話者と外国語話者では得られる知識量が異なることになる。そもそも、日本の公立教育機関の授業がほとんど日本語で提供されとしても、憲法第 26 条中の「その能力に応じて、ひとしく」を日本語能力と解釈している学説は確認していない。「その能力」は一般的には「『能力相応の教育を受ける制限付きの権利』ではなく、発展可能な『学習能力』」[田辺 1978: 356]と捉えられており、当人の日本語能力に応じてクラス授業の量が増減するようでは、彼らの教育を受ける権利を不当に取り扱いしている事と相違ない。

上記の議論から、外国人教育に対する文科省見解は外国人児童・生徒の権利の取り扱いが適切でないことが確認できた。現状では外国人児童・生徒が少数派であるとしても、将来的に増加することは明らかであるので対外的、対内的にも改善が必要であることは言うまでもない。なお、民主党政権時の政策であった高校無償化には外国人学校も含まれていたことから読み取れるように、政党によって教育を受ける権利の扱いに差があることを述べておきたい。

V 教育の問題点

本章では日系ブラジル人に関わる公立学校とブラジル人学校が抱える問題点を言語教育の面から挙げていく。そこから見いだすことができる問題や課題を制度的な制約なども鑑みながら考えてゆきたい。

まず、ブラジル人の教育で問題に挙げられやすいのは言語教育である。これは日本での生活や進学のうちで必要になる日本語の習得と、母語となるポルトガル語の保持が重要な課題とされているからである[新海・加藤・松本 2001: 3]。しかし公立学校において国語教育は日本語で行われ、ニューカマー人口の周密地といえポルトガル語を学ぶ機会は無。前述したように、公立学校で行われている支援の多くは日本語の授業に適合できるようにするための日本語学級などの試みである。愛知県岩倉市など一部自治体ではポルトガル語の指導をおこなっているものの、日本語を含めてその多くは授業時間中に別クラスで指導が行われる取り出し指導と言われるものが大半である。これは目標達成には効果的な側面が認められるものの、クラスの中での特別扱いは日本人の子どもとの隔たりを生む恐れが想定され、子どもに疎外感や劣等感を生む要因にもなりえるだろう。

また、日本語学級においてはそれを指導する側のスキルや制度に不備も指摘されている。ある市で日本語学級の担当教員の6割が新任教師だということが確認されている[ハヤシザキ 2015: 59]。また短期間契約や非常勤の支援員、または週数回のボランティアによる指導にはスキルの面でも、サポート体制の面でも、また彼らへの低い待遇の面でも課題を残している[ハヤシザキ 2015: 59-61]。地方行政で努力された結果の様々な支援体制は悪い結果を生んでいるだけではもちろんないものの、カリキュラムや学校自体の仕組み、そして支援の重要性を鑑みた人員や予算の配置など抜本的な問題に取り組まずには、公立学校で十分な支援が可能だとはいえないだろう。

ではブラジル人学校ではどうだろうか。授業はすべてポルトガル語で行われており、ブラジルの教育スタイルを採用している学校がほとんどである。これらはブラジルへの帰還学校という認識を強く持たれているためであり、多くの学校で日本語の指導は行っていない。多くのブラジル人が「デカセギ」、つまり一時滞在で来たものの、滞在が長期化するにつれて以下のような問題が指摘されてきた。

帰国した場合、日本でブラジル人学校に通ったメリットはあるといえるが、しかし帰国をする者が多数派であるとはいいがたい。今後、日本に永住する場合、日本語の読み書きができない状態にある子どもが、どのような仕事につけるかが問題になる。かれ・彼女らは日本語が十分に使えず、日本に生きる知識、訓練も不十分なままに社会に出ることになる。おそらく、親と同じような非熟練労働者になる可能性は否定できないだろう。
[イシカワ 2003:92]

と指摘している。つまり「ブラジルに帰るための学校」と語られる一方で、ブラジル人学校

に通ったために「日本語をはなすことができない、日本社会に馴染みがないブラジル人の子どもたちが生まれていく」[山本 2016 : 53]現状が生まれ、定住する場合には日本社会からの離脱を促進してしまう指摘も見過ごせない。

ではすべてのブラジル人学校が定住を目指すものに向けた努力をしていないというわけなのかというと、そうではない。国内最大規模のブラジル人学校である EAS 浜松校や、最初のブラジル人学校とされる大泉日伯学園も日本語教室を拡充させており、日本に残る子どもたちのことも支援できるように体制は整えられつつあるが、帰国する子どもにとっては大きな負担になるなどの困難も同時に抱えている[山本 2016 : 66-67]。

ブラジル人学校での日本語指導が困難になっていることのひとつとして、国内での進学
の難しさを挙げておきたい。国内のブラジル人学校のうち 45 校はブラジル政府による認可
を受けており、財政的支援等はないものの、卒業証書が本国で有効になる[児島 2013 : 94]。
日本においてもブラジルからの認可校においては国立大学の受験資格が 2003 年から与え
られ[児島 2013 : 95]、3 年後には 32 校のブラジル人学校が文部科学省から大学受験資格を
認められた[小島 2011 : 80]。しかし、日本の指導要領に沿った教育を受けていないブラジ
ル人学校出身者が日本の大学に進学することは容易でなく、実際は中高の卒業後に「家族と
同じように派遣労働者として働くことが当たり前だと考え」[山本 2016 : 66]と考え、進路
選択や学習意欲に影響を与えていることも考えられるだろう。親も同様で、日本の不安定で
過酷な労働市場を経験したうえで子どもには「自分と同じ目にあってほしくない。ブラジ
ルで生きてほしい」[山本 2016 : 81]という切実な思いもブラジル人学校の支持にも繋がって
いることに他ならない。つまり、ブラジル人学校には問題点と同時に彼らのニーズもある。
これらの問題点を解決する方法の一つとして各種学校のシステムがある。

各種学校とは、職業訓練、実際生活、教養などの教育を行う教育機関のうち、専修学校以
外の、修業期間等にやや柔軟性を持った基準（各種学校規定）で設置されている学校群であ
る。この各種学校は都道府県知事、もしくは都道府県教育委員会の認可を受けることで設立
される、また各種学校は国からの補助金の対象となる。[一般財団法人 群馬県専修学校各
種学校連合会IP] また、各種学校以外の私塾に該当するブラジル人学校はブラジル教育省の
認可を受けていることが多く、ブラジルに帰国した後にブラジルの学校に編入や、進学の資
格は取得していることが多い、しかし、私塾のブラジル人学校は日本の教育省の認可を受け
ることができないので、日本の社会で生きる上で必要となる日本の学歴は存在しないこと
となる。しかし、国から認可を受けた各種学校であれば、卒業すれば高卒相当の卒業資格を
文部科学省が認めている学校も存在する。一例ではあるが群馬県内のインスチット・エド
カシヨナル・ジェンテ・ミウーダ、インスチット・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・
ブラジレイロ・デ・オイズミ、エスコーラ・パラレロ各種学校（名称変更前のエスコーラ・
パラレロ 太田校を含む）、伯人学校イーエーエス太田（名称変更前のコレージュオ・ピタゴ
ラス・ブラジル 太田校を含む）[文部科学省IP わが国において、高等学校相当として指
定した外国人学校一覧] といった学校が群馬県内の各種学校で卒業後、日本の高卒相当の資

格を得られる学校である。

おわりに

日本の公教育を受ければ、日本での進学の見込みは多岐にわたり、多様なキャリアを目指すことができる。しかし、公教育では疎外感や学習の遅れを言語の壁から感じる。果たしてこれらは日系ブラジル人のニーズに合っているといえるだろうか。ブラジルへ帰国するか、日本に残るかさえも安定してない彼らにとって必ずしもそうとは言えないだろう。しかしブラジル人学校は帰国後の進路選択が多く用意されているが、公教育に比べて学費が高く、日本でのキャリア形成について不安が残る。これらの問題を解消するには、公教育とブラジル人学校の両者の改革が必要だ。公教育については、法解釈を変え国家が率先して彼らの教育機会を保障する必要がある。ブラジル人学校については、各種学校の認可が進むことによって助成金と高卒認定などのキャリア形成の手がかりを多く与え、ひとつの教育機関としての地位の確立に向けて前進させる努力が必要である。これにより、現在彼らを取り巻く特有の労働市場からの脱却の可能性が広がり、今後グローバル化により増え続けることが予測される外国人に対する教育の権利保障がブラジル人のみならず進んでゆくきっかけとなりうるのではないだろうか。

注釈

- 1) 以遠権：相手国内のある地点を経由してさらに第三国へ運航できる権利。航空協定に基づき航空会社に対して与えられる[大辞林第三版]
- 2) 文部科学省「外国人児童生徒の受入状況と外国人児童生徒教育の意義」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/002.htm>.
- 3) 文部科学省「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm>.

参考文献一覧

- ・朝日新聞 DIGITAL 大野博人「知らないふりの移民政策、10年前の自民議員の提言書」
2018年11月11日
<https://www.asahi.com/sp/articles/ASLC532NMLC5ULZU001.html?ref=amp_login>
(2018年11月24日 閲覧) .
- ・朝日新聞 DIGITAL 岡田玄＝サンパウロ 鬼原民幸「日系4世ビザ発給2件だけ 架け橋 掲げ 家族 帯同 は 認めず」 2018年10月28日
<<https://www.asahi.com/amp/articles/ASLBQ4T6TLBQULZU005.html>> (2018年11月24日 閲覧) .

・朝日新聞 DIGITAL 小松隆次郎「日系 4 世の在留・就労規制緩和 年 4 千人の来日見込む」2018 年 3 月 30 日

<<https://www.google.co.jp/amp/s/www.asahi.com/amp/articles/ASL3Z3586L3ZUTIL00G.html>> (2018 年 11 月 24 日 閲覧) .

・朝日新聞 DIGITAL 「(社説) 入管法改正 これでは議論できない」2018 年 11 月 15 日
<<https://www.asahi.com/sp/articles/DA3S13769075.html>> (2018 年 11 月 24 日 閲覧) .

・芦部信喜 (2016) 『憲法』岩波書店.

・池田真利子, 金延景, 落合李愉, 堀江瑤子, 山下清海, 森誠 (2014) 「常総市における日系ブラジル人の就業・生活形態の 地域的特性 : リーマンショックおよび震災後の変容に着目して」『地域研究年報』36 号,p.55-90.

・イシカワ=エニウセ=アケミ(2005)「家族は子どもの教育にどうかかわるかー出稼ぎ型ライフスタイルと親の悩みー」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育ー不就学問題と多文化共生の課題ー』 東京大学出版会 pp77-96.

・一般財団法人 群馬県専修学校各種学校連合会HP <www.gunsenkaku.or.jp> (2018 年 11 月 24 日 閲覧) .

・岩永雅也・稲垣恭子 (2007) 『教育社会学』放送大学教育振興会.

・大泉町多文化共生センターHP 「小中学校 Escola Primária e Ginásial」

<<http://www.oizumi-tabunka.jp/school>>(2018 年 10/16 閲覧).

・大泉町 HP 「外国人児童生徒の就学」

<<https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/10kyouiku/02gakkou/1288836950-5.html>>(2018 年 9 月 11 日閲覧).

・太田市 HP 「太田市における外国人児童生徒教育」

<<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/2009-gaikokujinkyoku.html>> (2018 年 9 月 12 日閲覧).

・岡崎友典・永井聖二 (2015) 『教育学入門』放送大学教育振興会.

・梶田孝道,丹野清人,樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化 : 日系ブラジル人と国家・市場・ネットワーク』名古屋大学出版会.

・勝野正章・庄井良信 (2015) 『間からはじめる教育学』有斐閣.

・厚生労働省 「技能実習制度運用要領」

<<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000211269.pdf>>

(2018 年 11 月 24 日 閲覧) .

・講談社 毛受敏浩「日本政府が「本格的な移民政策」に踏み出したといえる理由」2018 年 6 月 12 日

<<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/55905>> (2018 年 11 月 24 日 閲覧) .

・児島明(2013) 「教育機関としてのブラジル人学校」『〈教育と社会〉研究 第 23 号』.

・小島祥美(2011)「ブラジル学校の現状と課題を考える」江原裕美編『国際移動と教育—東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状—』明石書店 pp78-96.

・小林直樹 (1996)『新版 憲法講義』(上) 東京大学出版社.

・佐久間考正 (2006)『外国人の子どもの不就学-異文化に開かれた教育とは—』勁草書房・
がんばれ！ブラジル人会議 (2009年3月13日)「浜松市 経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査 集計結果」がんばれ！ブラジル人会議.

<www.hi-hice.jp/doc/aboutus/report/Pesquisa_Gambare.pdf> (2018年11月20日参照)

・新海英行・加藤良治・松本一(2011)『在日外国人の教育保障 愛知のブラジル人を中心に』大学教育出版会.

・杉原誠四郎 (2002)『教育基本法：その制定過程と解釈』文化書房博文社.

・竹内俊子 (2010)「教育を受ける権利主体としての『国民』の意味」,『立命館法學』2010年5月6日出版,p.2304-2327,立命館大学法学会.

・田辺勝二 (1978)『日本国憲法と教育権の理論』高文堂出版社.

・丹野清人 (2003)「ブローカーの社会学：ピンポイント移住と『地域労働市場』」『現代思想』31(6),青土社,p206-219.

・丹野清人 (2007)『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会.

・内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2018」

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf> (2018年11月24日 閲覧) .

内閣府男女共同参画局 「出入国管理及び難民認定法」

<http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/16.html> (2018年11月24日 閲覧) .

・内閣府「第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援 | 平成30年版子供・若者白書 (概要版)」

2018年8月21日 <<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h30gaiyou/s3.html>> (2018年11月24日 閲覧) .

・奴久妻駿介 (2014)「日本における外国人児童生徒「不就学」の実態調査-都道府県教育委員会への質問調査より-」『多文化関係学』11号,p.87-98.・樋口直人 (2010)「経済危機と在日ブラジル人—なにが大量失業・帰国をもたらしたのか」『大原社会問題研究所雑誌』622,p50-66.

・ハヤシザキ・カズヒコ(2015)「移民の子どもの教育の現状と課題」.

・樋口直人 (2011)「講演 経済危機と在日南米系コミュニティ--何をなすべきか」『Business Labor Trend』2011.2号.

・法務省入国管理局 「新たな外国人財受け入れに関する在留資格「特定技能」の創設について 2018年10月12日

<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai2/siryoku2.pdf>> (2018年11月24日 閲覧) .

・法務省入国管理局「日系四世の更なる受け入れ制度」

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00166.html> (2018年11月28日 閲覧) .

・毎日新聞 鈴木一生 「日系4世の就労制度を創設 日本語能力など条件に」2018年11月9日

<<https://www.google.co.jp/amp/s/mainichi.jp/articles/20180109/k00/00e/040/242000c.amp>> (2018年11月24日 閲覧) .

・毎日新聞 松倉佑輔 遠藤修平「入管法改正案、参院で28日午後審議入り」2018年11月28日

<<https://mainichi.jp/articles/20181128/k00/00e/010/269000c>> (2018年11月28日 閲覧) .

・山田正志,1991,「出入国管理法改正の背景と施行後の社会的影響」『東海大学紀要. 留学生教育センター』12,p77-87.

・山本晃輔(2016)「ブラジルに帰国した人々の教育戦略とその帰結に関する研究：トランスナショナルな社会空間を生きる親と子どもの生活史から」博士論文,大阪大学.

・文部科学省IP わが国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧

<www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm> (2018年11月24日 閲覧) .

・結城恵・関戸明子・中村高康・野山広・越智康詞・福田 亘孝・本多 正人(2002) 「大泉町・太田市における在日ブラジル人の教育選択」日本教育社会学会大会発表要旨集録 (54), 252-255, 2002.

・YOMIURI ONLINE「入管法改正案 技能実習制度との関係明確に」2018年11月23日
<<https://www.google.co.jp/amp/s/yomiuri.publication.network/amp/b8a1259b7b16c5a22d9b2651910eeaf4a5b4292dd68bd221e92a9aaa1a6935a7>> (2018年11月24日 閲覧) .

・リリアン=テルミ=ハタノ・小貫大輔(2015)

「日本におけるブラジル人の教育と未来」(第14回日伯フォーラム・文明研究所講演会)

<https://www.u-tokai.ac.jp/about/research/institutions/civilization_research/publish/index/020/dl/13.pdf> (2018年9月10日 閲覧) .